

判断・見積りの開示充実、ASBJに提言へ

— FASIF、基準諮問会議

去る11月12日、公益財団法人財務会計基準機構内に設置されている基準諮問会議は、第34回基準諮問会議を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

判断・見積りの開示

「経営者が会計方針を適用する過程で行った判断」および「見積りの不確実性」に関する注記情報の充実について、ディスカロージャー専門委員会での検討結果が報告された。

「経営者が会計方針を適用する過程で行った判断」の開示は、基準開発を行った場合の便益は高くないが、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」については開示上の取扱いを明らかにすることは有用である。「見積りの不確実性」の開示については、開示の充実を図ることは有用である。

この報告を踏まえて、ASBJの新規テーマとして次の2つを提言することが提案された。

・関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した

会計処理の原則及び手続
・「見積りの不確実性」に関する注記情報の充実

これに関して、委員からはコストベネフィットや情報の有用性について言及されたが、特段強い反対意見は聞かれず、ASBJの新規テーマとして提言されることとなった。

新規のテーマ提案

(1) 提案の内容

今回、財務諸表を継続企業の前提に基づき作成することが適切であるかどうかの判断規程を作成することが提案された。

具体的には、わが国の会計基準において、経営者に継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することに評価する責任があり、どのような場合に継続企業を前提として財務諸表を作成すべきかについて明らかにするものである。

2018年7月に公表された改訂監査基準では、監査報告書の「経営者及び監査役等の責任」の区分において、経営者は継続企業の前提に関する評価を行い、必要な開示を行う責任があることを新たに記載すること

を求めている。これはKAMの導入にあわせて国際監査基準700(改訂版)を参考に監査報告書の内容拡充を図ったものであり、継続企業の前提に関する経営者の責任と監査人の対応について監査報告書において明確化することとされた。

国際監査基準700では、継続企業の前提に関する経営者の評価責任の記述に、どのような場合に継続企業を前提とした財務諸表を作成することが適切であるかの説明を含めることが求められている一方で、日本の会計基準においては、どのような場合に継続企業を前提として財務諸表を作成すべきかの明文規定がない。

この提案がされた理由は、本来、経営者の財務諸表の作成責任の一環として継続企業の前提に関する評価を求めているのであるから、どのような場合に継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切かどうかの規程を明確にしなければ経営者は判断を行うことができないからである。

(2) 事務局の対応

今回の提案は会計基準レベルのテーマであるため、事務局で検討し、次回以降の基準諮問会議で検討することとされた。

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
12月10日(月)まで	① 源泉所得税・特別徴収住民税の納付(平成30年11月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額をあわせて納付する。
1月4日(金)まで (12月末日期限は 年末・年始につき平 成31年1月4日と なる)	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(平成30年10月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人事業所税・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長(平成30年9月期) 2カ月延長(平成30年8月期) ④ 消費税確定申告(1カ月ごと)(10月期) ⑤ 消費税確定申告(3カ月ごと)(1、4、7、10月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・4月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(10月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(1、4、7月期)	②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。
本年最後の給与支給日の前日まで	⑧ 給与所得の年末調整	
12月中の市町村条例で定める日まで	⑨ 固定資産税(都市計画税)第3期分の納付	

時価に関する第三者提供価格の取扱い、検討—ASBJ

去る11月9日、企業会計基準委員会が第396回企業会計基準委員会を開催した。

公正価値測定に関するガイドラインおよび開示の検討等について、審議が行われた。

主な審議事項は次のとおり。

第三者提供価格

第三者が提供する価格の利用に関して、一般事業会社について、レベル2に属すると認められるデリバティブ取引（ブレイク・パニラ・スワップや特定の為替予約）について、その第三者が客観的に信頼性のある者であるから独立した者であること

を確認したうえで、公表されているインプットの契約時からの推移と価格との間に明らかな不整合はないと認められる場合は、その第三者から提供された価格を時価とみなすことができる」とする別途の取扱いを設けるという、事務局案が示された。

委員からの「別途の取扱いは一般事業会社だけでなく金融機関にも認めてよいのでは」との意見に、事務局から「金融機関は自社で計算しているので、不要」との回答があった。

適用対象企業

金融商品の時価のレベル2の内訳等に関する事項に関する適用対象企業について、事務局から金融機関と一般事業会社とを区分しないと示された。

委員からはおおむね賛成意見があった。

金融商品の時価に関する開示項目

金融商品の時価に関する開示項目のうち、その他有価証券の購入、売却、発行および決済額の開示について、事務局から次のような考え方が示された。

- ① 純額での開示を求める。
- ② 増加要因と減少要因の別での開示を求める。
- ③ 購入、売却、発行および決済額の別での開示を求める。

そのうえで事務局からは②による提案が示された。

委員からは、賛成意見があった一方、「コスト面から①ではないのでは」という意見もあり、事務局から「コストベネフィットのバランスから、②を提案している」と回答があった。

仕事をやるうえで「責任感」と「向上心」は、欠かせない要素だ。「責任感」のある人は当事者意識をもって行動する。ある課題を自分のこととして考えるので、情報量が同じでも人より多くの気づきがある。自分で直接対応できない問題でも、期日までに解決できるよう適任者を探してつないだり、代替案（提案）を持っていく。このような人は、特段の（細かい）指示がなくても、一定の結果を残してくれる。それは、いろいろ悩み、工夫を重ね、考え抜いた成果であろう。

「向上心」は、現状に満足することなく、自己の能力を自らの意思で継続的に高めるものである。向上心のある人は、同じ業務であってもそれを深く掘り下げて検討したり、ルール改正を含めた環境の変化に素早く対応する。このような人は自律的に成長するが、組織がサポートすれば、より成長が加速するであろう。その向上心を維持するにはモチベーションが必要だ。モチベーションは人それぞれだが、私の場合は、監査先の企業や上司からの「期待」に 대응すること（認められること）であった。「あなたのおかげです。ありがとう」「よく頑張ってくれた」の一言がやる気の源であった。

責任感と向上心のある人は、必ず努力をする。私は「努力」という言葉が好きだ。現在の成果など問題ではない。努力する人はいづれ一定の成果を出すが、はじめは努力をしても成果が出ないことが多い。そのタイムラグは数カ月の場合もある。空回りしている期間が長かった私は後者のパターンであるが、そのためか一生懸命努力している若い人を見ると応援した

最近、私と一緒に仕事をしてきた後輩と会う機会が増えてきた。現在も監査人として活躍中の人もいれば、経営者、CFOなどさまざまな分野で活躍している人もいる。彼らの活躍を本当に嬉しく思うとともに、会うたびにたくさん刺激をもらい、勉強になっている。もっとも彼らが私と仕事をしていた若いころ、監査人としての評価は、必ずしも高かった人ばかりではない。しかし監査法人を退職しても、私は彼らの成功を確信していた。彼らには、当時から強い責任感と向上心があったからだ。



くなる。それはタイムラグを埋めるためのちょっとした助言であったり、客観的な立場で少し軌道修正するような助言であったりする。私の空回りもときどき役に立つことがあるものだ。

なお、私の経験を踏まえれば、上司は、努力した部下に「よく頑張った。ありがとう」の一言（あるいは努力を認めつつも適切な助言）を是非お願いしたいと思う。

その彼らから、よく聞くコメントを紹介したい。監査法人では、いろいろな業種や会社に携わり、監査先企業や監査チームなど、さまざまな人と接してきた。それはとても刺激的な環境であり、自分を成長させてくれた。成長の材料はあちこちにあり、それを活かすかどうかは本人の心がけ次第だ」とのこと。私はその心がけは、責任感と向上心があつてのことだと考えている。刺激的な環境は、制約の多い監査法人以外の組織のほうがあるかもしれない。成長の機会にはほぼ平等だ。それを活かすかどうかは本人次第という点は、私も同感である。

（公認会計士 布施伸章）

リース基準の開発に着手するか否かの判断材料、まとめへ

—ASBJ、リース会計専門委

去る11月6日、企業会計基準委員会は第84回リース会計専門委員会を開催した。また、後日第396回の親委員会でも審議された。

今回は、リース基準の開発に着手するか否かの判断材料について前回聞かれた意見をもとに、論点を整理した。主な論点は次のとおり。

リース負債が負債の定義を満たすか

(1) 前回の意見

延長または解約オプションの対象期間をリース期間に含めることについて、借手が有するオプションに係る支払リース料については、借手はオプションを行使しないことができるため、オプション期間については負債の定義と不整合がある。

(2) 事務局の説明

IFRS16号では、解約不能期間と延長または解約オプションを一体として負債と認識したうえで、オプションを見込む期間については測定の問題として取り扱っていることが説明された。

(3) 親委員会での審議

委員からは、「事務局の説明は納得感が得られない」との意見があった。

財務諸表本表と注記の関係

(1) 前回の意見

会計基準の適用について一定のバラつきが生じ得ることを前提とすると、オペレーティング・リースをオンバランスせず、バラつきについて利用者が調整し得るよう注記事項を拡充すべきである。

(2) 事務局の分析

事務局は、内部統制や監査実務を踏まえれば本表に計上されるほうが情報の精度が向上されるとの分析を示した。

(3) 専門委員会の議論

財務諸表利用者側の専門委員からは、「どこまで注記を詳細に開示しても、適切に計算することは不可能」との意見が聞かれた。

(4) 親委員会での審議

委員からは、「日本で主流のパスシブ運用の利用者は主に本表をみる。注記がみられることが少ないことも考えるべきでは」との意見があった。

連結財務諸表における親会社と在外子会社の財務情報の整合性

(1) 前回の意見

連結財務諸表において、実務対応報告18号を適用することにより、在外子会社ではIFRS16号およびトピック842を適用してオンバランスされる一方、現状では親会社ではオンバランスされないため、不整合が生じる。

(2) 事務局の分析

事務局は、当該不整合はリース会計に特有のものではないとの分析を示した。

会計基準の開発に着手すべきか否かの判断時期

(1) 前回の意見

より多くのIFRS16号の適用事例が集まってから、リース会計基準の開発に着手すべきか否かを判断すべきである。

(2) 事務局の分析

事務局は、IFRS16号およびトピック842の開示例が出そろったのは2020年半ばであり、検討が数年遅くなると分析した。

仮にIFRS16号と整合性を図る場合、整合性の程度

(1) 前回の意見

仮に開発に着手する場合、作成者と利用者双方にとって、容易かつ負担が少ないものにするべきである。

(2) 事務局の分析

事務局は、仮に開発に着手す

る場合、会計基準の定めに関する記載方法を2パターン示した。

- ① 文言レベルで整合性を図ったうえで、適用上の課題について別途の対応を図る方法
- ② 基本的なアプローチのみを取り入れる方法

そのうえで、①はIFRSに準拠して作成された財務諸表との比較が容易になる一方で、②より適用上のコストが大きくなる可能性があるとの分析を示した。

連結財務諸表と個別財務諸表の取扱い

(1) 前回の意見

仮に会計基準の改正が個別財務諸表に及ぶ場合、会計基準と税制との結びつきが強く、影響が広範囲に及ぶため、コストと

ベネフィットの分析をすべき。また、連結財務諸表のみに適用することも検討すべきである。

(2) 事務局の分析

事務局は、周辺制度に与える影響、中小規模の連結子会社等におけるコスト、連結と個別で会計基準を異なるものとする合理的な理由や影響について、検討する必要があるとの分析を示した。

その他の論点漏れ

専門委員会でも、その他の事項として、「使用権資産が計上される前から減損リスクに晒されていた資金生成単位については、リース資産がオンバランス化されることで、さらに減損が生じやすくなるため、追加の減損に借手側がナーバスになっている」との指摘があり、事務局は「新たな論点として追加する」と回答した。

企業結合会計基準等改正案へのコメント対応、検討

—ASBJ、企業結合専門委

去る11月6日、企業会計基準委員会は第100回企業結合専門委員会を開催した。

8月に公表された「企業会計基準公開草案第62号（企業会計基準第21号の改正案）「企業結合に関する会計基準（案）」及び企

業会計基準適用指針公開草案第62号（企業会計基準適用指針第10号の改正案）「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（案）」（以下、「本公開草案」という）に寄せられたコメントレターの内容を踏ま

コメントレターの内容を踏ま

え、本公開草案に寄せられたコメントとそれらに対する対応案の検討が行われた。

また、本公開草案に、仮に事務局の修正提案を反映した場合の文案が示され、検討が行われた。

主な検討事項は次のとおり。

のれんの未償却残高の再計算の内容の明確化

「追加的に交付又は引き渡される場合の条件付取得対価の取扱い」について、従来からの取扱いの変更を意図していない場合には、「再計算されたのれんの未償却残高が当初ののれんの未償却残高より大きいときは、のれんを追加的に認識する」の「再計算の内容」および「27項(注4)を削除する理由」を企業結合会計基準の本文や結論の背景に記載するなど明確化する必要があるのではないか」というコメントが寄せられた。

これに対し、事務局からは、企業結合会計基準27項の各段落文末部分を修正し、注4を再び明記した、次のような修正文案が示された。

企業結合会計基準27項

(1) 将来の業績に依存する条件付取得対価

条件付取得対価が企業結合契約締結後の将来の業績に依存する場合において、対価を追加的に

交付する又は引き渡すときには、条件付取得対価の交付又は引渡しが確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で、支払対価を取得原価として追加的に認識するとともに、のれんを追加的に認識する又は負ののれんを減額する^(注4)。

また、条件付取得対価が企業結合契約締結後の将来の業績に依存する場合において、対価の一部が返還される場合には、条件付取得対価の返還が確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で、返還される対価の金額を取得原価から減額するとともに、のれんを減額する又は負ののれんを追加的に認識する^(注4)。

(注4) 追加的に認識するのれん又は負ののれんは、企業結合日時点で認識されたものと仮定して計算し、追加認識する事業年度以前に対応する償却額及び減

損損失額は損益として処理する。

対価の追加的な交付または引渡しが行われる場合の勘定科目

「設例5」1で示された勘定科目が「のれん償却」から「損益(差額)」に変更されている。これまで

のれん償却」に変更しないことが必要ではないか」とのコメントが寄せられ、事務局からは、従来どおり「のれん償却」の科目とする修正案が示された。

専門委員からは、「事務局案は妥当な対応」との賛成意見が聞かれたほか、コメントや対応案に対しての質問や表現の不明な点についての指摘があった。今回の意見を踏まえて、親委員会でも検討される予定。

会計

IFRS15号等のアジェンダ決定案への対応を引き続き審議

去る11月7日、企業会計基準委員会は第24回IFRS適用課題対応専門委員会を開催した。

前回の専門委員会(2018年11月10日号(No.1528)情報フラッシュ参照)でコメント・

レターを提出することになった次の事項について文案の検討が行われた。

① 約束した財またはサービスの評価(IFRS15号)

② 取得原価で会計処理される子会社に対する投資…段階的な取得(AS27号)

③ キャッシュ・フロー・ヘッジ関係における、可能性が非常に高いという要求の適用(IFRS9号およびIAS39号)

①の審議内容

前回の審議で類推適用の懸念が意見として出されていた。今回示された文案には「当該アジェンダ決定案の論点は、市場認可サービスの内容がセットアップ活動に過ぎないことを前提としていると考えられる。その旨を明確に示す必要がある。」との文案が追加された。

②の審議内容

②については今回の専門委員会ではじめて文案が示され、検討が行われた。論点には同意するものの、支配を獲得した日に生じる差額を「測定基礎の変更により新たに生じた簿価の変動と捉えるのか」または「過去に認識していた公正価値変動の取消しと捉えるのか」といった分析が必要であるとの文案が事務局から示された。

専門委員から「内容的には問題ないと思われるが、伝え方が難しい」、「解釈論としては理解

できるが違和感がある」などの意見があり、文案については再度事務局内で検討のうえ、提出することとされた。

③の審議内容

前回の審議で「もっと具体化したほうがいいのではないか」との意見を受け、事務局は「IFRS基準に付属する結論の根拠及びアジェンダ決定は、いずれも規範性を有していないため、IFRS第9号の公表に伴うIAS第39号改訂の際に削除されている当該適用ガイダンスが規範性を有することについては担保されていない。規範性のないIFRSに帰属する結論の根拠及びアジェンダ決定における記述を根拠として実務上の論点に対処すべきではなく、規範性のある文書を通じて、参照する当該適用ガイダンスの位置付けを明らかにすべき」という文案を示した。

また、「当該アジェンダ決定案において当該適用ガイダンスの規定を参照していることは、予定取引が可能性が非常に高いかどうかを企業が判定するための適切な基礎を、現行のIFRS第9号及びIAS第39号が十分に提供していないことを示していると考えられる」という文案も追加され、適用ガイダンスを引き継がないと決定した理由を見直すことにより再度検討す

る必要があるとしている。
専門委員から反対意見はなく、文案のとおり提出することとなった。

なお、進行中のプロジェクト

会計

修正国際基準の最終文案等、検討

—ASBJ、エンドースメント作業部会

去る11月8日、企業会計基準委員会は第45回IFRSのエンドースメントに関する作業部会を開催した。また、後日第396回の親委員会でも審議された。

これまでの経緯

IFRS 16号「リース」等のエンドースメント手続について、6月に公開草案が公表され、6通のコメントが寄せられた。

今回、コメント対応とともに、「公表にあたって」等の文案についての検討を行った。

「公表にあたって」の文案検討

事務局は、「すべてのリースに係る資産および負債の認識の論点の項目に、おおむね次のような評価を追加することを提案した。

わが国における企業価値評価の実務においても、オペレーティング・リースとされる取引に重

「適用・繰延税金—資産及び負債の税務基準額」について、IASBにおいてIAS 12号の限定的な改訂を行うことが暫定合意された。当専門委員会でも今後審議がされる予定である。

必要性があると認められるとき、注記を基礎とした限定的な情報を用いて調整している場合があることから、企業間での比較可能性の向上の観点からは、資産および負債を認識することに相応の有用性が認められる。

また、「単一の費用認識モデル」の論点では、次のような評価を追加することを提案した。

前述のように企業価値評価の実務において財務情報の調整を行っていることから、オペレーティング・リースを、資金提供を含む取引として捉えて使用認識することは相応の有用性が認められ、これらを考慮すると、IFRS 16号が採用する単一の費用認識モデルに一定の論拠がある。

さらに、「IFRS 16号のエンドースメント手続における総合

的な評価」の項目に次のような文章を追加することも提案した。

すべてのリースに係る資産および負債の認識や開示に関する実務上の困難さについては、IFRS 16号の適用にあたり各国の財務諸表作成者から聞かれた懸念と大きな相違はなく、受け入れ難いとするほどのわが国特有の

事情は見出されなかった。

親委員会での審議

公開草案について「削除または修正」しない方針については、委員から異論は聞かれていないので、事務局で「公表にあたって」の修正案を行い、次回公表議決をするか考える旨が示された。

国際会計

共同契約に関するASU、公表

—FASB

去る11月5日、FASBは会計基準アップデート(A SU)2018-18「共同契約(Collaborative Arrangements) (トピック808) — トピック808とトピック606の間の相互関係の明確化」(以下、「ASU」という)を公表した。

現行基準の問題点

現行のトピック808は、「共同運営活動(joint operating activities)」で活発な参加者であり、活動の商業的な成功に依存した重要なリスクと経済価値(risk and rewards)にさらされている、2つ以上の当事者の間の契約」と定義される共同契約についての表示と開示を規定しているが、共同契約についての認識と測定は規定していない。

① 共同契約の参加者が会計単位の観点から顧客である場合、共同契約の参加者間の特定の取引はトピック606で収益として会計処理される。このような状況では、認識、測定、表示、開示を含むすべてのトピック606のガイダンスが適用される。

② 企業が、共同契約のすべてまたは一部がトピック606の範囲かどうかを評価する場合、トピック808に、トピック606のガイダンスに整合させるための会計単位のガイダンスを追加している。

③ 共同契約の参加者が顧客でない場合、第三者への販売に直接関連しない共同契約の参加者との取引では、トピック606で認識された収益と、トピック606でその取引を表示しないことを要求している。

適用関係等

ASUは、2019年12月16日以降開始年度と期中期間から適用され、早期適用は認められる。

金融

アメリカ中間選挙の結果とその影響

11月6日に実施された米中間選挙の結果、上院では引き続きトランプ政権の共和党が過半

数を占めるものの、下院では8年ぶりに民主党が過半数を奪還する見込みとなった。今回の選

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2018年11月8日	消費税の軽減税率制度に関するQ&A等の追加について	国税庁	「消費税の軽減税率制度に関するQ&A(個別事例編)」に事例を追加したもの。ウォーターサーバーのレンタルおよびウォーターサーバー用の水の販売、飲食品のお土産付きのバック旅行などにおける取扱いが追加されている。 http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_03.htm	—
2018年11月9日	税制適格ストックオプションについて、一定の事由が生じた場合には権利行使期間内の一定の期間に限り権利行使ができる旨の条件を付した場合の税務上の取扱いについて(文書回答事例)	東京国税局	役員等を対象に、措法29条の2による新株予約権を付与する際に、一定の事由が生じた場合には、権利行使期間内の一定の期間に限り権利行使ができる旨の行使条件を付したときであっても、税制適格ストック・オプションに該当するとしたもの。 http://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/bunshokaito/shotoku/181018-2/01.htm#a01	—

挙では、民間の出口調査で18歳から29歳の若者の投票率が4年前の21%から31%に大きく上昇し、若年層の意向がより反映されるようになったことが特徴だ。

トランプ大統領は、下院で民主党に過半数を譲り渡す結果になったものの、これ自体は予想の範囲内で大敗とはいえない状況である。第二次大戦以降の中間選挙では、ほとんどの大統領は自身の政党の議席を減らしている。今回の選挙は11月中には最終結果が出る見込みだが、11月9日時点で共和党は下院で34議席減らした結果となつてい

る。ただ2006年ブッシュ政権で30議席、2010年オバマ政権で60議席減らしたケースと比べると、今回トランプ政権下で大幅に議席を減らしたとはいえない。したがって、この結果、貿易摩擦の激化が懸念される米中関係に及ぼす影響はないといえる。もともと、貿易問題は大統領令を行使することで議会に關係なく進められるため、主導権は大統領にある。まして下院の共和党の負け方から、今回の選挙結果による大きな変更はないだろう。

また政権の当初からの目玉政策の1つであるインフラ投資の促進についても、超党派の合意

があるため、民主党の反対で緊縮財政に転じるような可能性もない。ただし財源の問題は残っている。

民主党は、トランプ政権が導入した大型減税を見直して富裕層を対象とした増税を実施するよう共和党に求める方針だ。また連邦債務問題の再燃が焦点となることもある。12月7日

中間選挙後の米株式市場

証券

全世界が見守った米中間選挙は与党の共和党、野党の民主党のどちらが勝つたのか、わからないような結果に終わった。大統領の政策決定を左右する議会の多数派が上院は共和党、下院は民主党とねじれ状態になり、大統領の方針、政策がすべて議会で承認されるか不透明になったのである。選挙結果をどう評価してよいか、株式市場も戸惑ったように思われる。

もともとトランプ政策は大統領自らグローバルゼーションに反対すると明言したように、株式市場の指向とは明らかに異なるものが多い。自由貿易に真っ向から逆らう主要国との貿易摩擦がその代表だ。移民政策の強化も多くの企業のコストアップにつながるため、株式市場には歓迎されない。

に暫定予算の期限が切れるが、トランプ大統領も示唆するように、その後の政府機関の閉鎖の可能性は否定できない。したがって、今回の選挙は政治的にトランプ政権の安定にはつながらないものの、貿易問題と連邦債務の問題に懸念を残す結果となった。

そのため、トランプ大統領は当選すると大幅な減税政策を打ち出して、株式市場の歡心を買おうとしたが、これは成功し、2017年の予想外の株価上昇の一因となった。

そこで、中間選挙に際しても、またも減税実施を叫んで二匹目のドジョウをねらった。しかし、ねじれ議会では大統領の思惑どおりの減税政策が実現できるか、疑問になってくる。

米株価は中間選挙直前、選挙直後は案外、底堅い感じがしたが、時間の経過とともに次第に弱気になってきたようである。足元の景気が悪くないことはわかっているが、今後、トランプ政策の負の側面が次第に表面化してくることが懸念されるからである。

貿易摩擦の展開である。大統領が中間選挙の結果を受けてこれまでの姿勢を軟化させるのではないかと期待もあるようだが、大統領の性格からすると逆ではないか、むしろより強硬になるのではないか。年明け後、アメリカと物品貿易協定(TAG)に入る日本にとって憂鬱な話である。

当面、米株式市場の活性化、株価の立ち直りは期待薄といわざるを得ない。このため、米株式市場の焦点は、12月に米FRBが政策金利の引上げを実施するかどうか、に絞られてこよう。

お詫びと訂正

2018年11月20日号(No.1529)63頁の掲載内容に誤りがございました。著者ならびに読者の皆様にご丁寧に訂正申し上げます。

◆訂正箇所

63頁著者略歴 下から2番目を次のように差し替え

柳 辰徳(やなぎ・たつり)
KPMGコンサルティング(株)
フィナンシャルマネジメント
マネジャー 米国公認会計士